

○新潟市表彰条例

昭和38年3月25日

条例第8号

注 平成11年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の市政の進展、産業の振興、文化の向上その他市民の福祉の増進のために多大な功労のあつたもの及び市民の模範となるべき篤行をしたものの表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する個人又は団体について市長が新潟市表彰審査会にはかつて行う。

- (1) 市議会の議員として10年以上その職にあつた者
 - (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づく執行機関である各種委員会の委員又は監査委員として10年以上その職にあつた者
 - (3) 科学、芸術、技芸、教育その他文化の向上に尽し、その功績が顕著なもの
 - (4) 産業の開発又は振興に尽し、その功績が顕著なもの
 - (5) 保健衛生又は体育の向上に尽し、その功績が顕著なもの
 - (6) 道路、河川、港湾、公園その他の公共的施設の設置又は維持管理に尽し、その功績が顕著なもの
 - (7) 社会福祉の増進に尽し、その功績が顕著なもの
 - (8) 地域社会の振興に尽し、その功績が顕著なもの
 - (9) 災害事故、犯罪その他社会不安の発生の防止若しくは除去又は変事における人命若しくは財産の保護に尽し、その功績が顕著なもの
 - (10) 特に市民の模範となるべき篤行をしたもの
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、特に表彰することが必要と認められるもの
- 2 前項第1号及び第2号の規定による表彰についての在職期間(第4条の規定による場合を含む。)の計算方法については、別に市長が定める。
- 3 第1項第1号及び第2号の規定により表彰を受けるべき者について、その職相互間に異動があつた場合においては、別に市長が定めるところによりその在職期間を通算する。

(平12条例66・平14条例45・平16条例110・平19条例23・一部改正)

(再表彰)

第3条 前条第1項各号の規定により既に表彰を受けたものについては、当該表彰を受けた規定と同一の規定により再表彰を行うことができる。ただし、特に市長が必要と認める場合は再度以上表彰を行うことができるものとする。

(平11条例9・平16条例110・一部改正)

第3条は、原則として一度のみの表彰とするよう改めます

(再表彰の場合の在職年数の特例)

第4条 第2条第1項第1号及び第2号の規定により既に表彰を受けた者について、再表彰を行うことのできる在職年数は、同項第1号及び第2号の規定にかかわらず、15年とする。

(平11条例9・平19条例23・一部改正)

第4条は、全文を削ります

(表彰の種類)

第5条 表彰は、有功表彰及び篤行表彰とする。

- 2 有功表彰は、第2条第1項第1号から第9号まで又は第11号に該当するものに対して、篤行表彰は同項第9号から第11号までに該当するものに対して行う。
- 3 前項の場合において、第2条第1項第9号又は第11号に該当するものに対して行う表彰の種類は、市長がそのつど定める。

(平16条例110・平19条例23・一部改正)

(表彰の方法)

第6条 個人に対する表彰は、表彰状及び記章を授与して行う。この場合においては、記念品を贈呈するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、既に表彰を受けている個人について、再度以上表彰を行う場合は、記章は授与しないものとする。
- 3 団体に対する表彰は、表彰状のみを授与して行う。この場合においては、必要により記念品を贈呈することができる。

(表彰を受けるべき者が死亡している場合の表彰)

第7条 表彰を受けるべき者が表彰の日以前に死亡している場合は、前条の規定により本人に授与し、又は贈呈すべき表彰状等は、その遺族に贈る。

(表彰式等)

第8条 表彰は、毎年11月に表彰式を開いて行う。

- 2 前項の表彰式において表彰を受けるべきものは、毎年10月1日現在において調査を行う。

(表彰時期の特例)

第9条 前条の規定にかかわらず、第2条第1項第9号から第11号までに掲げる表彰については、その表彰を受けるべき理由の生じた場合に、そのつど行うことができる。

(平16条例110・平19条例23・一部改正)

(待遇)

第10条 表彰を受けたものに対しては、相当の待遇をすることができる。

(記章のはい用)

第11条 記章は、常時ははい用することができる。

(表彰の取消し)

第12条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、新潟市表彰審査会にはかつて、その表彰を取り消し、表彰状及び記章を返還させることができる。

- (1) 表彰を受けたものが懲役又は禁こ以上の刑に処せられた場合
- (2) 表彰を受けたものがはなはだしく不都合な行為をした場合
- (3) その他表彰を取り消すことが必要と認められる場合

(表彰原簿)

第13条 表彰を受けたものの功績と名誉とを永久に記録するため表彰原簿を備える。

2 市長は、表彰を行い、又は表彰を取り消した場合は、次の各号に掲げる事項を表彰原簿に登載する。

- (1) 表彰を行い、又は表彰を取り消した旨
- (2) 表彰を受け、又は表彰を取り消されたものの氏名又は団体の名称及び住所
- (3) 表彰を行つた理由、又は表彰を取り消した理由
- (4) その他必要な事項

(表彰の公表)

第14条 市長は、表彰を行い、又は表彰を取り消した場合は、前条第2項各号に掲げる事項を公表する。

(平16条例110・一部改正)

(補則)

第15条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和38年4月1日から施行し、同日前に、この条例の適用において表彰を受けるべきこととなる理由の発生しているものから適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の新潟市表彰条例の規定によつて表彰を受けている者については、この条例の規定によつてこれを受けたものとみなす。

(黒埼町の編入に伴う特例)

- 3 黒埼町の編入の日(以下「編入日」という。)前に黒埼町表彰条例(昭和54年黒埼町条例第23号)の規定により表彰を受けたものは、別に市長が定めるところにより、第2条第1項各号の規定により表彰を受けたものとみなす。

(平12条例66・追加)

- 4 編入日前に黒埼町において第2条第1項第1号及び第2号に規定する職に相当する職にあつた者は、同項第1号及び第2号に規定する職にあつた者とみなす。

(平12条例66・追加, 平19条例23・一部改正)

(合併に伴う特例)

- 5 新津市, 白根市, 豊栄市, 小須戸町, 横越町, 亀田町, 岩室村, 西川町, 味方村, 潟東村, 月潟村及び中之口村(以下これらの市町村を「編入市町村」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)前に新津市ほう賞条例(昭和39年新津市条例第8号), 白根市ほう賞規則(昭和54年白根市規則第12号), 豊栄市表彰条例(昭和47年豊栄市条例第23号), 小須戸町褒賞規程(平成7年小須戸町規程第3号), 横越町表彰規程(昭和42年横越町規程第1号), 亀田町ほう賞規則(昭和50年亀田町規則第3号), 岩室村表彰条例(昭和52年岩室村条例第23号), 西川町表彰条例(昭和47年西川町条例第6号), 味方村表彰条例(昭和60年味方村条例第5号), 潟東村表彰条例(昭和57年潟東村条例第28号), 月潟村表彰条例(昭和46年月潟村条例第16号)又は中之口村表彰規則(昭和39年中之口村規則第8号)の規定により表彰を受けたものは、別に市長が定めるところにより、第2条第1項各号の規定により表彰を受けたものとみなす。

(平16条例110・追加)

- 6 第2条第1項第1号及び第2号に規定する在職期間の計算については、編入市町村のいずれかにおいて同項第1号及び第2号に規定する職に相当する職(以下「相当職」という。)にあつた者が編入日以降に同項第1号及び第2号に規定する職に就いた場合は、同項第1号及び第2号に規定する職の在職期間に編入市町村のいずれかにおいて相当職にあつた期間を通算する。

(平16条例110・追加, 平19条例23・一部改正)

(巻町の編入に伴う特例)

- 7 巻町の編入の日(以下「巻町編入日」という。)前に巻町褒賞条例(昭和52年巻町条

例第1号)の規定により褒ほう賞を受けたものは、別に市長が定めるところにより、第2条第1項各号の規定により表彰を受けたものとみなす。

(平17条例94・追加)

- 8 第2条第1項第1号及び第2号に規定する在職期間の計算については、巻町において同項第1号及び第2号に規定する職に相当する職(以下「巻町相当職」という。)にあつた者が巻町編入日以降に同項第1号及び第2号に規定する職に就いた場合は、同項第1号及び第2号に規定する職の在職期間に巻町において巻町相当職にあつた期間を通算する。

(平17条例94・追加, 平19条例23・一部改正)

附 則(昭和40年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日以後に行う表彰から適用する。
(経過規定)
- 2 この条例による改正前の新潟市表彰条例第6条第1項又は第2項の規定により授与された有功章、篤行章及び永年勤続章並びにこれらの附加章並びに略章のはい用及び表彰を取り消した場合における返還については、なお従前の例による。

附 則(昭和55年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市表彰条例の規定は、昭和55年4月1日以後に行われる表彰から適用する。

附 則(平成11年条例第9号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第66号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に水道事業管理者の職にあつた者は、改正後の第2条第1項第3号の水道ガス事業管理者の職にあつた者とみなす。

附 則(平成14年条例第45号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第10条第1項の規定に基づく関東経済産業局長の認可によりガス事業の譲渡の効力が発生した日から施行する。
(新潟市表彰条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 この条例の施行の日前に水道ガス事業管理者の職にあった者は、改正後の新潟市表彰条例第2条第1項第3号の水道事業管理者の職にあった者とみなす。

附 則(平成16年条例第110号)

この条例は、平成17年3月21日から施行する。

附 則(平成17年条例第94号)

この条例は、平成17年10月10日から施行する。

附 則(平成19年条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に市長として10年以上その職にあった者又は改正前の第2条第1項第3号に該当する者の表彰については、なお従前の例による。

○新潟市表彰条例施行規則

昭和38年4月15日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市表彰条例(昭和38年新潟市条例第8号。以下「条例」という。)の規定に基づき、及び同条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(平17規則110)

(在職期間等の計算方法)

第3条 条例第2条第2項に規定する表彰についての在職期間の計算方法については、次の各号に掲げるところによる。

(1) 期間の計算は、月をもってし、就任の日の属する月から調査日(条例第8条第2項の規定により調査を行うべき日をいう。以下同じ。)の属する月までの期間をもって計算する。ただし、調査日現在において退任している者については、当該退任の日の属する月までの期間をもって計算する。

(2) 前号の規定にかかわらず、再度以上表彰については、その前回の表彰の対象とされた在職期間の末月の翌月からの期間をもって計算する。

条例改正にあわせて、第3条第2号は全文を削ります

(3) 退任をした後、再び就任をしたときは、その前後の在職期間を通算する。ただし、退任をした日の属する月に再び就任をしたときは、その就任をした日の属する月は算入しない。

(平17規則110・一部改正)

(在職期間の通算方法)

第4条 条例第2条第3項の規定による在職期間の通算については、前条第3号の規定を準用する。

(遺族の定義)

第5条 条例第7条に規定する遺族とは、表彰を受けるべき者の配偶者(内縁関係にある者を含む。)、直系卑族、直系尊族、兄弟姉妹の順序によりその者をいう。

2 前項の規定に該当する者がいない場合には、市長が適当と認める者をもって条例第7条に規定する遺族とする。

(待遇の方法)

第6条 条例第10条の規定により表彰を受けたものに対してする待遇は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市の儀式に対する招待
- (2) 死亡した場合における弔辞等の贈呈
- (3) その他市長が適当と認めること。

(平17規則110・一部改正)

(記章のはい用個所)

第7条 条例第11条の規定により記章をはい用する場合におけるそのはい用個所は、左胸部とする。

(表彰の取り消し通知)

第8条 市長は、条例第12条の規定により表彰を取り消した場合は、すみやかにその表彰を取り消されたものに対して、その旨及び表彰を取り消した理由を文書によつて通知する。

(記章の形状及び制式)

第9条 記章の形状及び制式は、別表のとおりとする。

(表彰原簿の様式)

第10条 表彰原簿の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則(昭和51年規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 新潟市表彰条例の一部を改正する条例(昭和51年新潟市条例第15号)による改正前の新潟市表彰条例第6条第1項又は第2項の規定により授与された有功章、篤行章及び永年勤続章並びにこれらの附加章並びに略章のはい用個所については、なお従前の例による。

附 則(昭和55年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新潟市表彰条例施行規則の規定は、昭和55年4月1日以後に行われる表彰から適用する。

附 則(平成12年規則第86号)

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第11号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

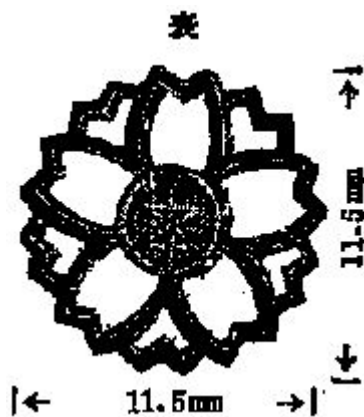
附 則(平成17年規則第110号)

この規則は、平成17年3月21日から施行する。

別表(第9条関係)

記章

形状



制式

地質はき章部18金，止金部9金とし，中央部マークは，プラチナ鑄込みとする。

別記様式

(平12規則86・平17規則110・一部改正)

表彰原簿			
	表彰年月日 年 月 日	表彰年度 年度	番号
	有功 初回表彰 表彰の種類篤行表彰再表彰(回目) 異種表彰(回目)		該当条項 第 条第 号
被表彰者(団 体)	本籍地		
	現住所 (所在地)		
	氏名 (名称及び代表者氏名)		
	生年月日		年 月 日
	職業		
表彰理由			
表彰文			
授与品目	記念品		
表彰状 記章	品名 金額		
		円	
表彰の取消し			
取り消した理由			
	取り消した年月日		
備考			